

品川区SDG s 推進本部設置要綱

制定 令和5年5月16日 区長決定 要綱第106号

改正 令和6年2月22日 部長決定 要綱第 32号

(設置)

第1条 全庁的なSDG sの推進を行うため、品川区SDG s推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2 推進本部は、所掌事務について専門的な事項を検討するため、部会を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDG s事業の実施に関する総合的な企画調整に関すること
- (2) SDG sの普及啓発に関する全庁的な連絡調整に関すること
- (3) その他、SDG sを推進するにあたり必要なこと

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 副本部長は、副区長および教育長をもって充てる。

4 本部員は、部長（会計管理者、教育委員会事務局教育次長を含む。）、担当部長、企画経営部企画課長、企画経営部SDG s推進担当課長、および区長室総務課長をもって構成する。

(運営)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部を招集し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に推進本部への出席を求め、または必要な書類を提出させることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、企画経営部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月16日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。